

9月定例議会

平成26年9月定例議会は、9月5日に開会し、平成26年度一般会計補正予算など町長提出の議案18件、議員提出議案2件を原案のとおり可決し、9月22日に閉会しました。

なお、平成25年度決算(7件)は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

主な町長提出議案

●教育委員会の委員の任命について
教育委員会の委員の任命について、田井文子氏の任期が平成26年9月30日で満了となるため、同氏を再任命する案が提出され、同意されました。

●平成26年度伊奈町一般会計補正予算(第2号)
既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,363万9千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ114億6,562万4千円とするものです。

(その他の補正予算)
平成26年度伊奈町国民健康

保険特別会計補正予算(第1号)

●平成26年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

●平成26年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

●平成26年度伊奈町介護保険特別会計補正予算(第1号)
平成26年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

●伊奈町税条例等の一部を改正する条例
地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

●伊奈町長期継続契約を締結することができることを定める条例の一部を改正する条例
長期継続契約を締結できる契約に町民税等の収納事務を追加するため、所要の改正をするものです。

●伊奈町いじめ問題対策連絡協議会等条例
いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、町立学校におけるいじめの防止等の対策を実施するため、条例を制定するものです。

●伊奈町ホームヘルプサービス手数料条例及び伊奈町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたため、所要の改正をするものです。

●伊奈町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
町が指定する保険医療機関等におけるひとり親家庭等医療費の窓口払いを廃止するため、所要の改正をするものです。

●伊奈町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
子ども・子育て支援法が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

●伊奈町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

●伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
児童福祉法が改正され、放課後児童健

防災行政無線を用いた訓練放送を行います

地震・津波などの災害時や有事のときに備え、町の防災行政無線を用いた伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送られてくる国からの情報を確実に皆様へお伝えするために全国で行われます。

当日は、町の防災行政無線から訓練放送が流れます。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※J-ALERTとは、地震・津波や有事の際に緊急情報を、国から市区町村へ人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

日 時 11月28日(金) 11時ごろ

放送内容 (チャイム音)
+ 「これはテストです。」×3回
+ 「こちらは防災伊奈町です。」
(チャイム音)

☎ 生活安全課 2282

全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

●伊奈町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例
児童福祉法が改正され、児童クラブを増設する必要があるため、所要の改正をするものです。

●伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
重度心身障害者医療費

●羽貫駅エレベーター設置工事
東鉄工業株式会社埼玉支店
1億1,340万円



街がまるごとバルになる3日間!!!

いいね! いなバル2014

日時 11月14日(金)・15日(土)・16日(日)

場所 町内飲食店・小売サービス店 42店舗参加

いなバルとは

1冊2,100円(700円3枚綴り)のチケットを購入して、魅力ある伊奈町のお店を探索するイベントです。

詳しくは、公式 Web : <http://ina-bar.com/>

いなバル2014 で検索

[主催] 伊奈町商工会いいね!いなバル実行委員会

[協賛] 伊奈町飲食店組合

[後援] 伊奈町・伊奈町観光協会

☎ 伊奈町商工会 ☎ 722-3751

滞納整理
強化期間

催告等に応じない滞納者には 差押処分をします

埼玉県下一斉で、11月～1月を滞納整理強化期間とし、徴収の取組を強化します。これまで再三にわたり町税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま未納が続く場合は、税負担の公平性を確保するため、法律の規定に基づき財産(不動産、預貯金、給与、生命保険等)の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。

☎ 収税課 ☎ 2143

滞納処分の流れ



◎督促状の送付

納期限が過ぎても納付の確認ができない方に対し、督促状を送付します。

◎納税催告

督促状を送付しても納付しない方に対し、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

◎財産調査

催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

◎給与調査

滞納者が給与所得者である場合は、給与と差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。

◎滞納処分(財産差押・換価処分)

納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を受けます。差押の対象は、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などです。

◎相談窓口

町税を納期限までに納めることが難しい場合は、収税課にご相談ください。平日に来庁できない方のために、休日納税相談も実施しています。

相談日 毎月第2日曜日および最終日曜日 9時～16時

(相談日を変更する場合がありますので、来庁する場合は前もって相談日を確認願います。)

埼玉県と 不動産 共同公売を 実施します

税負担の公平と歳入の確保を図るため、町税などの滞納により差押えた不動産を公売します。

公売物件・入札参加方法などは収税課に備え付けの「不動産共同公売広報」をご覧ください。

日時 11月18日(火)
13時30分～14時

場所 埼玉県浦和合同庁舎5階第5会議室
(さいたま市浦和区北浦和5-6-5)

売買方法 入札

☎ 収税課 ☎ 2141